

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社の経営理念は、「社会性の追求」、「公益性の追求」、「公共性の追求」です。この経営理念を追求するためには、コーポレート・ガバナンスが重要な課題であると認識しており、経営管理組織における監視機能等を強化することで経営の透明性を高め、健全で効率的な経営を行うことを基本としております。そのためには、組織の見直し、諸規定の整備や教育を継続するとともに、リスク管理体制の強化を図るなど内部統制システムを改善し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ってまいります。そしてこの3つの経営理念を追求し企業価値を高めることで、株主各位の期待に応え、さらにはその他ステークホルダーに対するそれぞれの責任を果たすことが出来るものと考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社アニヴェルセルHOLDINGS	16,985,600	34.58
青木拓憲	2,152,333	4.38
青木寛久	1,819,194	3.70
青木征允	1,775,000	3.61
青木彰宏	1,703,900	3.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口	1,511,300	3.08
青木光子	1,079,170	2.20
日本マスタートラスト信託銀行株式会社信託口	1,023,200	2.08
AOKIホールディングス取引先持株会	988,500	2.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口9	650,600	1.32

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

当社は、自己株式を平成23年3月31日現在6,453,431株(13.14%)保有しておりますが、上記大株主から除いております。株式会社アニヴェルセルHOLDINGSは、平成23年4月1日付で株式会社ソレイユ(平成23年3月31日現在持株数2,600,000株)を吸収合併しており、上記所有株式数は合併後の数値を記載しております。株式会社アニヴェルセルHOLDINGSは、当社のその他の関係会社です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部
決算期	3月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	15名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

期初においては、会計監査人による監査計画、監査役の監査計画について相互に情報交換を行っております。また、会計監査及び四半期レビューの結果については、常勤監査役に報告され、会計監査人からの改善指摘事項等について、その改善に向けて適宜助言を行っております。内部監査室の監査結果については、監査役に適切に報告され必要に応じて適宜助言を行っており、またその重要なものは取締役会に報告されております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
稲垣 稔	公認会計士									
渡邊 一正	他の会社の出身者									

1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指

	役員	定した理由を含む)
稲垣 稔	独立役員です。	公認会計士であり、専門的知識を活かし経営の客観性及び中立性、業務の適正性を確保するため
渡邊 一正		他社における代表者としての経験と見識を活かし、独立した立場から経営の監視を行っていただくため

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	1名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社グループは、取締役、監査役、従業員に対してストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の監査役、子会社の従業員
-----------------	-----------------------------------------------

該当項目に関する補足説明

グループとしてのインセンティブ制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

当社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数は、有価証券報告書において開示しており、その内容は以下のとおりです。
平成23年3月期の報酬等の総額
取締役12名(社外取締役を除く) 基本報酬181百万円、ストック・オプション2百万円、賞与45百万円、退職慰労金76百万円 合計306百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役は、必要に応じ経営管理室の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができる。
また、社外監査役のうち、公認会計士である常金監査役は、専門知識や経験を活かし、取締役会や常務会の他、子会社の社長も参加し毎週開催されるグループ報告会やその他重要な会議に参加し助言や意見交換、情報収集を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

現状の体制の概要
当社は、監査役設置会社であり、社外取締役は選任していませんが、客観性や中立性を確保するために財務、会計に精通する常勤監査役を含めた社外監査役を2名選任し、社内の監査室や各委員会、また顧問弁護士や会計監査人と連携することで、取締役会等を監視するとともに、法令順守やリスク管理を行う体制を採用しております。
取締役会については、取締役13名で構成され月1回、その他臨時取締役会を含め、平成23年3月期に24回開催するとともに、子会社社長を含めて常務会を月1回開催し、重要事項の意思決定や経営課題の報告、情報交換がなされております。また、執行役員制度を導入しており経営の意思決定の迅速化を図っております。なお、平成23年6月29日開催の定時株主総会においてグループ経営体制の一層の強化を図るため取締役を2名増員し、15名体制となっております。
監査役会は、社外監査役3名を含め4名で構成され、社外監査役である常勤監査役は重要な会議に参加するなど取締役の業務執行状況を監督しております。なお、6月29日開催の定時株主総会において1名が任期満了により退任し、関係会社から1名選任されたため、社外監査役2名体

制となりました。

法令順守の観点から顧問弁護士を含めた法務相談会を月1回開催し、またコンプライアンス委員会は、法務委員会と連携し、当社グループの内部統制システム強化のため、課題の検討の他、規程やマニュアルを整備するとともに勉強会等により、制度の周知を図っております。各部門長から構成されるリスクマネジメント委員会は、更なるリスク管理体制強化のため、リスク管理規程やリスクマネジメントガイドラインに基づき、年度や中長期課題について検討が行われております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、「社会性の追求」、「公益性の追求」、「公共性の追求」の3つの経営理念を追求するためには、コーポレート・ガバナンスが重要な課題であり、経営環境が激しく変化するなかで、これらの経営理念を十分理解し、経営の意思決定の迅速化と効率的な経営を行うため、社外取締役は選任していませんが、客観性や中立性を確保するため財務、会計に精通する常勤監査役を含めた社外監査役を2名選任し、社内の監査室や各委員会、また顧問弁護士や会計監査人と連結することで取締役会等を監視するとともに、法令順守やリスク管理を行う体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	平成23年3月期に係る議決権行使より電磁的方法を採用しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び年度の年2回開催しております。平成22年9月第2四半期及び平成23年3月期の決算説明会は、それぞれ11月18日(木)及び5月27日(金)に開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算説明会資料は、当社のホームページ (http://www.aoki-hd.co.jp) に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理・財務担当役員が統括し、広報室が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループのファッション事業では、1996年に日本初のウール・エコサイクル・プロジェクトを立ち上げ、お客様が着用しなくなったスーツなどのウール衣料を店頭で回収し、提携工場でオイルの吸着マットやフラワーポットなど様々なリサイクル製品に再生するリサイクルを行っております。ウールは元来、生分解性・難燃性等の特徴を持ち、環境にやさしい繊維として知られています。リサイクル製品も最終的には、自然の中で分解されます。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社グループの全役員・全従業員は、「社会性の追求」、「公益性の追求」、「公共性の追求」の3つの経営理念に基づき、経営・業務活動を推進することを基本とする。
 - (2) 取締役会を毎月1回開催することに加え必要があるときは随時開催し、重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督する。
 - (3) 執行部門から独立した監査室により、業務運営の適正・有効性を検証する。
 - (4) 「内部通報制度」の活用により、問題の早期発見と、適時適切な対応を行う。
 - (5) 弁護士を含めた法務相談会や勉強会を定期的に開催し、コンプライアンスの周知徹底を図る。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報は、「文書管理規程」や「取締役会規程」等の社内規程に基づき適切に保存・管理する。
3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - (1) リスク管理規程に基づき、リスクマネジメント委員会を設置し、組織目標の達成を阻害する要因として想定されるリスクの分析と対応策について検討する。
 - (2) 自然災害などの緊急事態に備え、個別のマニュアルを作成し、訓練や緊急時の対応の指針とする。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 定例取締役会を月1回、その他臨時取締役会を適宜開催するとともに、常勤の取締役と子会社の社長から構成される常務会を月1回、グループ報告会を毎週開催し、子会社を含めた経営課題の検討や報告を行う。
 - (2) 取締役会において取締役の業務分担を決定し、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
 - (3) 執行役員制度を導入し、経営の意思決定の迅速化を図る。
5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 「社会性の追求」、「公益性の追求」、「公共性の追求」の3つの経営理念は、グループ会社全てに適用する最も基本となる行動指針と位置づける。
 - (2) グループ横断的な業務を担当する取締役は、各社の業務について充分にその実態を把握し適切な指示を与え、適宜社長や取締役会へ報告する。
 - (3) 「常務会規程」に基づき、各子会社の取締役会における重要決定事項は、毎月1回開催する常務会で報告を行う。
 - (4) 当社監査室は、グループ全体の内部監査を実施し、業務の適正の確保に対する検証を行う。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役は、経営管理室の従業員に、監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
前号の従業員は、監査役からの監査業務に必要な命令に関し、取締役等の指揮命令を受けないものとする。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 監査役は、取締役会その他の重要な社内会議に出席し、あるいは会議議事録やその他の資料を閲覧して、情報を共有化することができる。
 - (2) 監査室は、監査役へ内部監査の結果等の適切な報告を行い、緊密な連携を保つものとする。
 - (3) 監査役は、必要に応じ、当社及び子会社の取締役・執行役員・従業員に対し、業務の報告を求めることができる。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 代表取締役と監査役との定期的な意見交換や、監査役と子会社監査役及び内部監査部門との緊密な連携により監査役監査の実効性を高める。
 - (2) 監査役は、会計監査人と監査実施状況並びに当社及び子会社の監査に関する情報・意見交換等を行うことにより緊密な連結を図り、効率的な監査役監査を実施する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、コンプライアンス規程において、その基本的な考え方や対応について規定しております。
当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、経営トップが基本方針を明確に打ち出し、組織的対応体制を確立することにより、反社会的勢力を排除することを基本としております。
反社会的勢力の威嚇に対しては、警察等との連携、また業界団体や地域企業と連携し反社会的勢力の排除に取り組みます。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

1. 基本的な考え方

当社は、当社を取り巻く環境が著しく変化するなかで、適時開示が投資者にとって重要なものであることを十分認識しており、適時開示体制を整備することで、会社情報を迅速、正確かつ公平に行うことを基本としております。

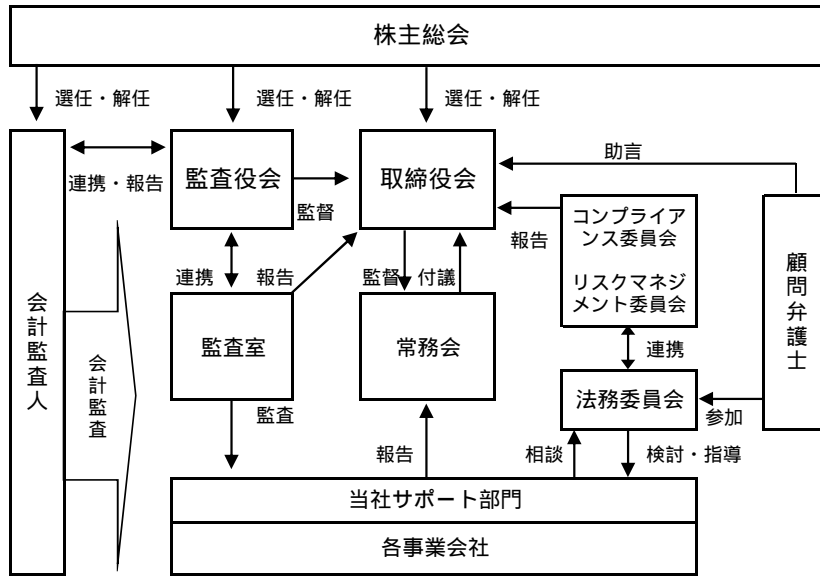
2. 適時開示の社内体制

(1) 情報開示は、各部門及び各事業会社から常務会(重要なものは取締役会)に報告又は決議された事項に基づき、代表取締役社長、情報取扱責任者及び広報室が協議のうえ決定し、経理部が行っております。なお、情報取扱責任者は、週次及び月次の重要な会議等に出席し、情報収集に努めております。

(2) 発生事実に関する事項等で、緊急事態の場合は「緊急事態対策本部」が設置され、責任者からの報告に基づき、代表取締役社長、情報取扱責任者及び広報室が協議のうえ決定し、経理部が行っております。

3. 情報管理は、「内部情報管理規程」等に基づいて行われております。

コーポレート・ガバナンスの体制



適時開示の体制

